

入札参加等停止業者名簿

No.	業者名	入札参加等停止措置期間	入札参加等停止措置理由	入札参加等停止措置基準
1	相馬商事(株)	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	当該事業者は、令和7年11月26日、公正取引委員会から独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、課徴金命令を受けた。このことは、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第8号)別表第2第5号「独占禁止法違反行為」に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	独占禁止法違反行為 入札参加等停止措置要綱別表第2第5号
2	(株)本久	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	当該事業者は、令和7年11月26日、公正取引委員会から独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、課徴金命令を受けた。このことは、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第8号)別表第2第5号「独占禁止法違反行為」に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	独占禁止法違反行為 入札参加等停止措置要綱別表第2第5号
3	株式会社 高見澤 エネルギーセグメント 佐久 営業所	令和7年12月18日 ～ 令和8年8月17日 (8か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)
4	サンリン株式会社	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)
5	相馬商事株式会社	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)
6	株式会社本久	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)
7	株式会社武重商会 佐久 営業所	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)
8	渡辺商事株式会社	令和7年12月18日 ～ 令和8年6月17日 (6か月)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)